

# 国民健康保険料の計算方法（令和8年度）

市民課 保険年金室 国保料班

☎ 0479-24-8955

医療分			後期高齢者支援金分 *1			
所得割	所得賦課対象額 円	料率 7.05 %	円	所得賦課対象額 円	料率 2.9 %	円
均等割	国保加入者数 (未就学児以外) 人	1人 27,000 円	円	国保加入者数 (未就学児以外) 人	1人 15,000 円	円
	国保加入者数 (未就学児) 人	1人 13,500 円	円	国保加入者数 (未就学児) 人	1人 7,500 円	円
平等割			25,000 円			
合計額	限度額 67万円 (100円未満切捨)		① 円	限度額 26万円 (100円未満切捨)		② 円

介護納付金分（40歳以上～65歳未満の方）*2			子ども・子育て支援金分（18歳以上の方）*3			
所得割	所得賦課対象額 円	料率 2.3 %	円	所得賦課対象額 円	料率 0.27 %	円
均等割	介護保険対象者数 人	1人 18,000 円	円	18歳以上の 国保加入者数 人	1人 1,700 円	円
合計額	限度額 17万円 (100円未満切捨)		③ 円	限度額 3万円 (100円未満切捨)		④ 円

年額	① + ② + ③ + ④		円
月額		期別	

- \*1 後期高齢者支援金分：後期高齢者医療制度の加入者の医療費を支援するための制度です
- \*2 介護納付金分：介護保険の第2号被保険者に該当する方が負担します
- \*3 子ども・子育て支援金分：社会全体で子どもと子育て世代を応援していくための制度です

## (1) 所得割の算定方法について

前年の所得状況により負担が変わります。

所得金額	-	基礎控除額（所得2,400万円以下は最大43万円）	=	所得賦課対象額
<input type="text"/>		<input type="text"/>		<input type="text"/>

※国民健康保険料の賦課年度の1月1日現在、銚子市に在住していなかった方は、所得割額の算定基礎となる前年の所得金額がわかりませんので、当課から前住所地の市区町村へ照会を行い、その回答を受け、保険料を算定します。

## (2) 国民健康保険料の軽減

低所得世帯については、保険料の軽減措置が受けられる場合があります。ただし、前年中の所得申告が必要となります。

## (3) 国民健康保険料の納付義務者

住民票の世帯単位で計算し、世帯主が国保に加入していなくても、世帯員に国保加入者がいるときは世帯主が納付義務者となります。

## (4) 国民健康保険料の納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日

\* 休日の場合、銀行の翌営業日となります。

・国民健康保険料は、1年分（4月から翌年3月まで）を年8回（7月から翌年2月まで毎月）で納付していただくこととなります。